



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
12月28日  
号外(1)  
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 条 例

※滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例 (障害福祉課) .....	6
※滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) .....	9
※滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課) .....	10
※滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) .....	40
※滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例 (経営課) .....	40
※滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例 (病院事業庁) .....	40
※滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (教職員課) .....	41

## 公布された条例のあらまし

### ○ 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例 (条例第44号)

- 1 この条例は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 (平成31年滋賀県条例第8号) 第24条の規定の趣旨にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等の促進について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通等を促進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)
- 2 この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとしました。(第2条関係)
- 3 基本理念 (第3条関係)
  - (1) 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者が自らの意思によって行う障害の特性に応じた言語その他の手段による意思の表示が重要であるとの認識の下に、行われなければならないこととしました。
  - (2) 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、手話は独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな日常生活および社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であることについての理解が深まるよう、行われなければならないこととしました。
  - (3) 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者でない者による円滑な意思疎通ならびに情報の十分な取得および利用にも資するものであるとの認識の下に、行われなければならないこととしました。
- 4 県の責務 (第4条関係)
  - (1) 県は、3の基本理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとしました。
  - (2) 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町および県民等 (県民、障害者関係団体その他の関係者および事業者をいう。以下同じ。) と連携し、および協力するものとししました。
- 5 県民等の責務
 

県民等は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策に協力しなければならないこととしました。(第5条関係)
- 6 啓発および学ぶ機会の確保
 

県は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保を行うものとししました。(第6条関係)

## 7 環境の整備

県は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者を派遣する体制の整備、障害の特性に応じた意思疎通等に関する相談に応ずる拠点の設置その他の必要な環境の整備を行うものとししました。(第7条関係)

## 8 人材の確保等

県は、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者の確保、養成および資質の向上のために必要な施策を講ずるものとししました。(第8条関係)

## 9 情報の発信等(第9条関係)

(1) 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段を利用して情報を発信するよう努めるものとししました。

(2) 県は、障害者が災害その他非常の事態において、障害の特性に応じた言語その他の手段を利用して必要な情報を取得することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとししました。

## 10 情報通信機器等の利用方法の習得に係る取組

県は、障害者および障害者関係団体その他の関係者が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器および情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行うとともに、これらの取組を行う県以外の者に対して機器の貸出、講師の派遣その他の必要な支援を行うものとししました。(第10条関係)

## 11 県民等の取組に対する支援

県は、県民等が行う障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発、これらを学ぶ機会の確保その他の障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する取組に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとししました。(第11条関係)

## 12 調査研究の推進等

県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進のために必要な調査および研究を推進し、その成果の普及に努めるものとししました。(第12条関係)

## 13 実施状況の報告等

知事は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度、当該施策の実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会に報告し、その意見を聴くものとししました。(第13条関係)

## 14 障害者等による啓発等(第14条関係)

(1) 障害者および障害者関係団体その他の関係者は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、それぞれの立場において、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発に努めなければならないこととししました。

(2) 障害者関係団体その他の関係者は、それぞれの立場において、県民等が障害の特性に応じた言語その他の手段を利用することができるよう障害の特性に応じた言語その他の手段を学ぶ機会の確保に努めるとともに、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう環境の整備に努めなければならないこととししました。

## 15 事業者による環境の整備

事業者は、次に掲げる場合において、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるための合理的配慮(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条第4号に規定する合理的配慮をいう。)を的確に行うため、従業員に対する研修の実施その他の環境の整備に努めなければならないこととししました。(第15条関係)

(1) 障害者に対し商品を販売するとき。

(2) 障害者に対し医療、保健、福祉、文化芸術活動、スポーツ等に係るサービスを提供するとき。

(3) 障害者を雇用するとき。

## 16 学校等の設置者による啓発等(第16条関係)

(1) 学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。)の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および乳幼児(以下16において「学生等」という。)に対し、当該学校等の学生等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保に努めなければならないこととししました。

(2) 学校等の設置者は、当該学校等の学生等およびその保護者からの当該学校等における障害の特性に応じた言語その他の手段の利用に関する相談に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備に努めなければならないこととしました。

(3) 学校等の設置者は、当該学校等の職員の障害の特性に応じた言語その他の手段に関する知識および技能の向上のため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしました。

#### 17 財政上の措置

県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとししました。(第17条関係)

#### 18 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。

(2) 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとししました。

(3) (2)の検討に当たっては、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとししました。

(4) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

#### ○ 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第45号)

1 令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の175に引き上げることとしました。(第1条による改正後の第2条関係)

2 令和6年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の170に引き上げ、12月期の支給割合を100分の170に引き下げるものとししました。(第2条による改正後の第2条関係)

#### 3 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2は、令和6年4月1日から施行することとしました。

(2) 1は、令和5年12月1日から適用することとしました。

#### ○ 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第46号)

##### 1 給料表の改定

全ての給料表について、給料月額を引き上げることとしました。(第1条の規定による改正後の別表第1から別表第5まで、第3条の規定による改正後の第7条および第5条の規定による改正後の第5条関係)

##### 2 諸手当の改正

(1) 初任給調整手当について、医師および歯科医師に係る手当額を引き上げることとしました。(第1条の規定による改正後の第9条の2関係)

(2) 扶養手当について、子に係る扶養手当の月額を10,000円に引き上げることとしました。(第1条の規定による改正後の第10条関係)

(3) 令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の125(特定幹部職員にあっては、100分の105)に引き上げることとしました。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の70(特定幹部職員にあっては、100分の60)に引き上げることとしました。(第1条の規定による改正後の第20条関係)

(4) 令和5年12月期の勤勉手当について、支給割合を100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)に引き上げることとしました。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の50(特定幹部職員にあっては、100分の60)に引き上げることとしました。(第1条の規定による改正後の第21条関係)

(5) 会計年度任用職員の令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の132.5に引き上げることとしました。(第1条の規定による改正後の第34条および第37条関係)

(6) 初任給調整手当について、獣医師に係る支給期間を拡大するとともに、手当額を引き上げることとしました。(第2条の規定による改正後の第9条の2関係)

(7) 令和6年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の122.5(特定幹部職員にあっては、100分の102.5)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の122.5(特定幹部職員にあっては、100分の102.5)に引き下げるものとししました。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期の支給割合を100分の68.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の68.75(特定幹部職員にあっては、100分の58.75)に引き下げるものとししました。(第2条の規定による改正後の第20条関係)

(8) 令和6年6月期以降の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の102.5(特定幹部職員にあつては、100分の122.5)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の102.5(特定幹部職員にあつては、100分の122.5)に引き下げることにしました。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期の支給割合を100分の48.75(特定幹部職員にあつては、100分の58.75)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の48.75(特定幹部職員にあつては、100分の58.75)に引き下げることにしました。(第2条の規定による改正後の第21条関係)

(9) 会計年度任用職員の令和6年6月期以降の期末手当について、6月期および12月期の支給割合を100分の122.5に引き下げることにしました。(第2条の規定による改正後の第34条および第37条関係)

(10) 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、6月期および12月期の支給割合を100分の102.5としました。(第2条の規定による改正後の第27条、第34条の2および第37条の2ならびに第7条の規定による改正後の第7条関係)

(11) 任期付職員および任期付研究員の令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の175に引き上げることにしました。(第3条の規定による改正後の第8条および第5条の規定による改正後の第6条関係)

(12) 任期付職員および任期付研究員の令和6年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の170に引き上げ、12月期の支給割合を100分の170に引き下げることにしました。(第4条の規定による改正後の第8条および第6条の規定による改正後の第6条関係)

### 3 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2の(6)から(10)までおよび(12)ならびに3の(4)は、令和6年4月1日から施行することとしました。

(2) 1ならびに2の(1)および(2)については令和5年4月1日から、2の(3)から(5)までおよび(11)については令和5年12月1日から適用することとしました。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(4) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

(5) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

#### ○ 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第47号)

1 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の一部改正による題名の変更に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第3条関係)

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

#### ○ 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第48号)

1 会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を追加することとしました。(第2条関係)

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

#### ○ 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第49号)

1 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとしました。(第19条および第24条関係)

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

#### ○ 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第50号)

##### 1 給料表の改定

全ての給料表について、給料月額を引き上げることとしました。(第1条の規定による改正後の別表第1および別表第2関係)

##### 2 諸手当の改正

(1) 扶養手当について、子に係る扶養手当の月額を10,000円に引き上げることとしました。(第1条の規定による改正後の第11条関係)

(2) 令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の125に引き上げることとしました。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の70に引き上げることとしました。(第1条の規定による改正後の第17条関係)

(3) 令和5年12月期の勤勉手当について、支給割合を100分の105に引き上げることとしました。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の50に引き上げることとしました。(第1条の規定による改正後の第18条関係)

(4) 会計年度任用職員の令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の132.5に引き上げることとしました。(第1条の規定による改正後の第31条および第35条関係)

(5) 令和6年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の122.5に引き上げ、12月期の支給割合を



100分の122.5に引き下げることとしました。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期の支給割合を100分の68.75に引き上げ、12月期の支給割合を100分の68.75に引き下げることとしました。(第2条の規定による改正後の第17条関係)

- (6) 令和6年6月期以降の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の102.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の102.5に引き下げることとしました。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期の支給割合を100分の48.75に引き上げ、12月期の支給割合を100分の48.75に引き下げることとしました。(第2条の規定による改正後の第18条関係)

- (7) 会計年度任用職員の令和6年6月期以降の期末手当について、6月期および12月期の支給割合を100分の122.5に引き下げることとしました。(第2条の規定による改正後の第31条および第35条関係)

- (8) 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、6月期および12月期の支給割合を100分の102.5としました。(第2条の規定による改正後の第25条、第31条の2および第35条の2関係)

### 3 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2の(5)から(8)までは、令和6年4月1日から施行することとしました。

- (2) 1および2の(1)については令和5年4月1日から、2の(2)から(4)までについては令和5年12月1日から適用することとしました。

- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

## 条

## 例

滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第44号

**滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例**

私たちは、平成31年に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定し、障害を理由とする差別を解消することを誓い、県民の共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意した。

他者への共感や様々な人々との連帯および協働は、障害の有無にかかわらず、自分の考えや意見を伝え合い、そして相互に信頼を深め、感情を理解していく中で、生み出されてくるものである。

その意味において、障害者自らが、情報を十分に取得し、取得した情報をもとに意思の決定や意見の表明を行うこと、また、他者との意思疎通を不便なく図ることができる環境を整えることは、障害者が社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加することを促すだけでなく、私たち県民が目指す共生社会をより豊かなものにしていくためにも必要不可欠である。

我が国では、教育の場において読唇と発声を用いた口話法による教育を進めた際に、ろう者の言語である手話の使用が制約されたという過去があり、また、今日においても、障害者の特性に応じた言語その他の手段が数多く存在するにもかかわらず、社会における理解や配慮の不十分さのために、情報の取得や利用、意思疎通の場面で、障害者が困難を感じるものが依然としてある。

私たちは、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、能動的に参画できる共生社会の実現に向け、障害者がこれまでに経験し、また今日においても相対する意思疎通等における困難を認識するとともに、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等を促進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年滋賀県条例第8号）第24条の規定の趣旨にのっとり、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通ならびに情報の取得および利用（以下「障害の特性に応じた意思疎通等」という。）の促進について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通等を促進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害の特性に応じた言語その他の手段 手話、筆談、点字、拡大文字、手書き文字（手の

ひらに指先等で文字を書き伝える方法をいう。) 、触手話、指点字、平易な言葉、実物または絵図の提示または手渡し、身振り、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳、代読、代筆、盲ろう者向け通訳、字幕、代用音声(咽頭摘出により失われた発声機能に代えて器具等により音声を発する方法をいう。) 、文字盤、重度障害者用意思伝達装置(指先、眼球等の動きで機器を操作することにより文字または音声で意思を伝達する装置をいう。) その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段をいう。

(2) 障害者 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条第1号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

**第3条** 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者が自らの意思によって行う障害の特性に応じた言語その他の手段による意思の表示が重要であるとの認識の下に、行われなければならない。

2 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、手話は独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな日常生活および社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であることについての理解が深まるよう、行われなければならない。

3 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者でない者による円滑な意思疎通ならびに情報の十分な取得および利用にも資するものであるとの認識の下に、行われなければならない。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町および県民等(県民、障害者関係団体その他の関係者および事業者をいう。以下同じ。)と連携し、および協力するものとする。

(県民等の責務)

**第5条** 県民等は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策に協力しなければならない。

(啓発および学ぶ機会の確保)

**第6条** 県は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保を行うものとする。

(環境の整備)

**第7条** 県は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者を派遣する体制の整備、障害の特性に応じた意思疎通等に関する相談に応ずる拠点の設置その他の必要な環境の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

**第8条** 県は、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者の確保、養成および資質の向上のた

めに必要な施策を講ずるものとする。

(情報の発信等)

**第9条** 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

2 県は、障害者が災害その他非常の事態において、障害の特性に応じた言語その他の手段を利用して必要な情報を取得することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報通信機器等の利用方法の習得に係る取組)

**第10条** 県は、障害者および障害者関係団体その他の関係者が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器および情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行うとともに、これらの取組を行う県以外の者に対して機器の貸出、講師の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

(県民等の取組に対する支援)

**第11条** 県は、県民等が行う障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発、これらを学ぶ機会の確保その他の障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する取組に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究の推進等)

**第12条** 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進のために必要な調査および研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(実施状況の報告等)

**第13条** 知事は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度、当該施策の実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会に報告し、その意見を聴くものとする。

(障害者等による啓発等)

**第14条** 障害者および障害者関係団体その他の関係者は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、それぞれの立場において、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発に努めなければならない。

2 障害者関係団体その他の関係者は、それぞれの立場において、県民等が障害の特性に応じた言語その他の手段を利用することができるよう障害の特性に応じた言語その他の手段を学ぶ機会の確保に努めるとともに、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう環境の整備に努めなければならない。

(事業者による環境の整備)

**第15条** 事業者は、次に掲げる場合において、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるための合理的配慮(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条第4号に規定する合理的配慮をいう。)を的確に行うため、従業員に対する研修の実施その他の環境の整備に努めなければならない。

(1) 障害者に対し商品販売するとき。

(2) 障害者に対し医療、保健、福祉、文化芸術活動、スポーツ等に係るサービスを提供するとき。

(3) 障害者を雇用するとき。

(学校等の設置者による啓発等)

**第16条** 学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。)の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および乳幼児(以下この条において「学生等」という。)に対し、当該学校等の学生等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保に努めなければならない。

2 学校等の設置者は、当該学校等の学生等およびその保護者からの当該学校等における障害の特性に応じた言語その他の手段の利用に関する相談に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備に努めなければならない。

3 学校等の設置者は、当該学校等の職員の障害の特性に応じた言語その他の手段に関する知識および技能の向上のため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

**第17条** 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の検討に当たっては、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとする。

(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部改正)

4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を次のように改正する。

第24条の見出し中「手段の利用促進等」を「促進」に改め、同条第1項中「手話、要約筆記、点字その他の」を削り、「応じた」の右に「言語(手話を含む。)その他の」を加え、「が広く利用される」を「による意思疎通等の促進の」に改め、同条第2項および第3項を削る。

-----  
滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県条例第45号

## 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

## 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

-----  
滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県条例第46号

## 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「414,800円」を「415,600円」に改め、同項第2号中「50,800円」を「51,100円」に改める。

第10条第3項中「9,900円」を「10,000円」に改める。

第20条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第34条第2項の表第20条第2項の項中欄中「100分の120」を「100分の125」に、「100

分の100」を「100分の105」に改め、同項右欄中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

第37条第2項の表第20条第2項の項中欄中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同項右欄中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400



	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			

86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

注 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

警察職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
2		189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
3		191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
4		193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
5		194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
6		196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
7		198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
8		200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
9		202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
10		203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
11		205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
12		207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
13		208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
14		210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
15		213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
16		215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
17		217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
18		218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
19		220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
20		222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
21		224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
22		226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
23		228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
24		229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
25		231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
26		232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
27		234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
28		235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
29		237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
30		238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
31		240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
32		242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
33		243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
34		245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
35		246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
36		248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
37		249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
38		250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
39		252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
40		253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900

	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
定年	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
前再	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
任用	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
短時	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
間勤										
務職	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
員以	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
外の	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
職員	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		

86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300
94	302,300	325,900	351,900	385,300		
95	303,400	327,200	353,400	385,900		
96	304,700	328,500	354,800	386,400		
97	305,800	329,700	356,100	386,800		
98	307,000	331,000	357,300	387,200		
99	308,200	332,200	358,400	387,800		
100	309,400	333,400	359,600	388,300		
101	310,500	334,800	360,700	388,700		
102	311,500	335,700	361,800	389,200		
103	312,500	336,700	362,900	389,800		
104	313,500	337,800	364,000	390,300		
105	314,300	338,900	365,200	390,600		
106	314,900	340,000	365,700	391,000		
107	315,500	341,000	366,300	391,500		
108	316,100	342,000	366,900	391,800		
109	316,600	343,200	367,500	392,100		
110	317,100	344,200	368,000	392,600		
111	317,500	345,200	368,500	393,100		
112	318,000	346,100	369,000	393,600		
113	318,800	347,000	369,400	393,900		
114	319,500	347,900	369,800	394,400		
115	320,200	348,900	370,400	394,900		
116	320,800	349,900	370,900	395,400		
117	321,400	350,900	371,300	395,700		
118	322,200	351,300	371,800	396,200		
119	322,900	351,900	372,400	396,700		
120	323,700	352,500	372,900	397,200		
121	324,300	352,800	373,100	397,600		
122	324,600	353,200	373,600	398,100		
123	325,100	353,700	374,100	398,500		
124	325,600	354,100	374,500	399,000		
125	325,900	354,500	375,000	399,400		
126		354,900	375,500			
127		355,400	376,000			
128		355,800	376,500			
129		356,200	376,800			
130		356,600	377,300			
131		357,000	377,800			

	132		357,400	378,300						
	133		357,600	378,600						
	134		358,100	379,100						
	135		358,500	379,500						
	136		358,800	379,900						
	137		359,100	380,200						
	138		359,500	380,700						
	139		360,000	381,200						
	140		360,500	381,700						
	141		360,800	382,000						
	142		361,300							
	143		361,800							
	144		362,300							
	145		362,600							
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

注 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500

	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
定年	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
前再	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
任用	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
短時	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
間勤						
務職	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
員以	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
外の	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
職員	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		



	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		
	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再 任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

注 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第4(第3条関係)

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300

	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
定年	45	380,900	446,000	498,900	555,100
前再	46	382,200	447,800	500,600	556,100
任用	47	383,500	449,500	502,400	557,100
短時	48	384,800	451,200	504,100	558,100
間勤					
務職	49	385,600	452,800	505,600	559,100
員以	50	386,400	454,500	506,900	560,000
外の	51	387,200	456,200	508,200	560,900
職員	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	

	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再 任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

注 この表は、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300

	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			

86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	円	円	円	
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	

注 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500



	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
定年	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
前再	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
任用	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
短時	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
間勤							
務職	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
員以	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
外の	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	

職員	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
	94	283,800	316,500	349,400	367,500	
	95	284,700	317,200	350,100	367,900	
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	
	98	286,800	318,600	351,500	369,300	
	99	287,400	319,200	352,000	369,800	
	100	288,300	319,800	352,400	370,300	
	101	289,100	320,200	352,900	370,900	
	102	289,900	320,800	353,300	371,400	
	103	290,700	321,400	353,800	371,900	
	104	291,500	321,900	354,200	372,300	
	105	292,100	322,300	354,500	372,900	
	106	292,600	322,800	355,000	373,400	
	107	293,100	323,300	355,400	373,900	
	108	293,500	323,800	355,700	374,400	
	109	293,700	324,200	356,200	375,000	
	110	294,000	324,600	356,700	375,400	
	111	294,200	324,900	357,200	375,900	
	112	294,500	325,200	357,700	376,400	
	113	294,800	325,500	358,200	377,000	
	114	295,000	325,900	358,700		
	115	295,300	326,300	359,200		
	116	295,500	326,600	359,600		
	117	295,800	326,800	360,000		
	118	296,100	327,100	360,400		
	119	296,400	327,500	360,900		
	120	296,700	327,700	361,400		
	121	297,000	327,900	361,800		
	122	297,400	328,200	362,300		
	123	297,700	328,500	362,800		
	124	298,100	328,800	363,300		
	125	298,300	329,000	363,600		
	126	298,500	329,300			
	127	298,800	329,700			
	128	299,200	329,900			
	129	299,400	330,100			
	130	299,700	330,300			
	131	300,100	330,700			
	132	300,500	330,900			

	133	300,700	331,200				
	134	301,000	331,600				
	135	301,400	332,000				
	136	301,700	332,400				
	137	301,900	332,700				
	138	302,200	333,100				
	139	302,600	333,500				
	140	302,900	333,900				
	141	303,100	334,200				
	142	303,500	334,600				
	143	303,900	334,900				
	144	304,200	335,300				
	145	304,400	335,600				
	146	304,600	336,000				
	147	304,900	336,400				
	148	305,300	336,800				
	149	305,500	337,100				
	150	305,700	337,500				
	151	306,000	337,900				
	152	306,300	338,300				
	153	306,700	338,600				
	154	306,900					
	155	307,100					
	156	307,400					
	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

注 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)

## 福祉職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400

	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
定年	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
前再	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
任用	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
短時	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
間勤	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
務職	78	254,800	317,400	342,400	387,100		
員以	79	255,700	318,000	342,900	387,600		
外の	80	256,300	318,600	343,300	388,200		
職員	81	257,000	318,900	343,500	388,700		
	82	257,500	319,200	343,800	389,100		
	83	258,100	319,800	344,300	389,500		
	84	258,700	320,100	344,700	389,900		

85	259,300	320,400	345,000	390,100
86	260,100	320,700	345,300	390,300
87	260,800	321,000	345,800	390,600
88	261,500	321,300	346,200	390,900
89	262,000	321,700	346,500	391,100
90	262,800	322,100	346,900	391,400
91	263,600	322,400	347,300	391,700
92	264,300	322,600	347,500	391,900
93	264,700	323,100	347,800	392,100
94	265,200	323,500		
95	265,700	323,700		
96	266,400	324,100		
97	267,100	324,500		
98	267,800	324,900		
99	268,500	325,300		
100	269,200	325,600		
101	269,600	325,800		
102	270,100	326,100		
103	270,500	326,400		
104	270,900	326,700		
105	271,100	327,100		
106	271,300	327,300		
107	271,600	327,600		
108	271,900	328,000		
109	272,200	328,400		
110	272,500	328,700		
111	272,800	329,100		
112	273,000	329,400		
113	273,300	329,700		
114	273,600	330,100		
115	273,900	330,400		
116	274,300	330,600		
117	274,600	330,800		
118	274,900	331,100		
119	275,300	331,500		
120	275,700	331,900		
121	275,900	332,100		
122	276,100			
123	276,500			
124	276,800			
125	277,000			
126	277,300			
127	277,700			
128	278,100			
129	278,300			

	130	278,700					
	131	279,100					
	132	279,400					
	133	279,600					
	134	279,900					
	135	280,300					
	136	280,600					
	137	280,800					
	138	281,100					
	139	281,400					
	140	281,700					
	141	281,900					
	142	282,100					
	143	282,300					
	144	282,600					
	145	283,000					
	146	283,200					
	147	283,500					
	148	283,800					
	149	284,100					
	150	284,300					
	151	284,600					
	152	284,800					
	153	285,100					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		202,500	242,000	256,300	289,400	316,200	358,000

注 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「5年以内の」を「20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の」に、「(第1号および第2号)」を「(第1号から第3号まで)」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額60,000円

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第21条の見出しを「(職員の勤勉手当)」に改め、同条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第27条第1号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改め、同条第2号中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第34条第2項の表第20条第2項の項中欄中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項右欄中「100分の132.5」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第34条の2 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる第1号会計年度任用職員に対して支給する。

2 第21条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3 前項において読み替えて準用する第21条第2項の勤勉手当基礎額は、前条第3項の規定により算定された額とする。

4 第20条第5項の規定は、第2項において読み替えて準用する第21条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第20条第5項中「各給料表」とあるのは「第34条の2第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表」と、「前項」とあるのは「同条第3項」と、「合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「額に、当該額」と、「額(人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とあるのは「額」と読み替えるものとする。



5 第20条の2および第20条の3の規定は、第2項において準用する第21条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第34条の2第2項において準用する第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第34条の2第2項において準用する第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第34条の2第2項において準用する第21条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。第37条第2項の表第20条第2項の項中欄中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項右欄中「100分の132.5」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

**第37条の2** 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる第2号会計年度任用職員に対して支給する。

2 第21条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3 第20条第5項の規定は、前項において読み替えて準用する第21条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第20条第5項中「前項」とあるのは「第37条の2第2項において準用する第21条第3項」と、「額(人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

4 第20条の2および第20条の3の規定は、第2項において準用する第21条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第37条の2第2項において準用する第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第37条の2第2項において準用する第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第37条の2第2項において準用する第21条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。第38条の表第2条の項中「期末手当、農林漁業普及指導手当」を「期末手当、勤勉手当、農林漁業普及指導手当」に改め、同表第24条の項中「期末手当および」を「期末手当、勤勉手当および」に改める。

第41条第3項中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

付則第14項を削り、付則第15項を付則第14項とし、付則第16項を付則第15項とする。

付則第17項中「付則第19項」を「付則第18項」に、「第21項」を「第20項」に改め、同項を

付則第16項とし、付則第18項を付則第17項とする。

付則第19項中「付則第23項」を「付則第22項」に、「付則第17項」を「付則第16項」に、「付則第21項」を「付則第20項」に改め、同項を付則第18項とし、付則第20項を付則第19項とする。

付則第21項中「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第20項とする。

付則第22項中「付則第20項」を「付則第19項」に、「付則第21項」を「付則第20項」に改め、同項を付則第21項とする。

付則第23項中「付則第17項」を「付則第16項」に、「付則第19項」を「付則第18項」に、「付則第20項」を「付則第19項」に改め、同項を付則第22項とする。

付則第24項中「付則第19項」を「付則第18項」に、「第21項」を「第20項」に、「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第23項とする。

付則第25項中「付則第19項、第21項」を「付則第18項、第20項」に、「付則第15項」を「付則第14項」に、「第23項」を「第22項」に、「第24項」を「第23項」に改め、同項を付則第24項とする。

付則第26項中「付則第17項」を「付則第16項」に、「付則第19項」を「付則第18項」に改め、同項を付則第25項とする。

付則第27項中「付則第17項」を「付則第16項」に、「付則第19項、第21項、第23項」を「付則第18項、第20項、第22項」に、「第24項」を「第23項」に改め、同項各号中「付則第15項」を「付則第14項」に改め、同項を付則第26項とし、付則第28項を付則第27項とし、付則第29項を付則第28項とする。

(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第3条** 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

第8条第2項および第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

**第4条** 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項および第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

付則第3項各号中「付則第15項の規定により読み替えて適用する給与条例」を「付則第14項の規定により読み替えて適用する給与条例」に改める。

(滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第5条** 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「398,000」を「402,000」に、「456,000」を「461,000」に、

「516,000」を「522,000」に、「596,000」を「603,000」に、「693,000」を「701,000」に、「791,000」を「800,000」に改め、同条第2項の表中「332,000」を「336,000」に、「367,000」を「371,000」に、「394,000」を「398,000」に改める。

第6条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

**第6条** 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

付則第3項各号中「付則第15項」を「付則第14項」に改める。

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第7条** 滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

付則第2項(見出しを含む。)中「付則第17項または」を「付則第16項または」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条および第7条の規定ならびに付則第6項および第7項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(滋賀県職員等の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。)第20条第2項および第3項、第21条第2項、第34条第2項ならびに第37条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定、第3条の規定(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第8条第2項および第3項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定および第5条の規定(滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第6条第2項の改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例(以下「新給与条例」という。)第20条第2項および第3項、第21条第2項、第34条第2項ならびに第37条第2項、第3条の規定による改正後の任期付職員条例(以下「新任期付職員条例」という。)第8条第2項および第3項ならびに第5条の規定による改正後の任期付研究員条例(以下「新任期付研究員条例」という。)第6条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 新給与条例、新任期付職員条例または新任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例または第5条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新任期付職員条例または新任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
(滋賀県職員の分限に関する条例の一部改正)
- 6 滋賀県職員の分限に関する条例(昭和31年滋賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。  
付則第4項および第5項中「付則第17項または」を「付則第16項または」に改める。  
(滋賀県職員退職手当条例の一部改正)
- 7 滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。  
付則第17項中「付則第27項」を「付則第26項」に改める。  
付則第21項中「付則第17項」を「付則第16項」に改める。

-----  
滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第47号

**滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第19号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第48号

**滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例**

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第49号

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「前条第3項」を「前条第2項および第3項」に改める。

第24条第3項中「第19条」を「第20条」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第50号

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「9,900円」を「10,000円」に改める。

第17条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

第31条第2項の表第17条第2項の項中欄中「100分の120」を「100分の125」に改め、同項右欄中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

第35条第2項の表第17条第2項の項中欄中「100分の120」を「100分の125」に改め、同項右欄中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

## 高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	

	41	245,000	296,800	355,300	406,600
	42	246,300	298,800	357,200	408,000
	43	247,500	300,700	359,100	409,300
	44	248,600	302,700	361,000	410,700
	45	249,700	304,700	362,800	412,100
	46	250,900	306,800	364,700	413,400
	47	252,100	309,000	366,600	414,900
	48	253,100	311,200	368,500	416,400
	49	254,200	313,300	370,100	418,000
	50	255,500	315,600	371,900	419,400
	51	256,700	317,800	373,800	421,000
	52	258,000	319,900	375,800	422,500
	53	259,100	322,000	377,600	424,200
	54	260,300	323,500	379,400	425,700
	55	261,600	325,000	381,100	427,300
	56	262,600	326,500	382,700	428,900
	57	263,700	328,200	384,200	430,400
	58	264,400	330,200	385,800	431,900
	59	265,400	332,200	387,400	433,100
	60	266,400	334,100	389,000	434,300
	61	267,300	335,900	390,200	435,500
	62	268,100	337,900	391,600	436,800
	63	268,900	339,900	393,000	438,100
	64	269,700	341,800	394,300	439,300
	65	270,800	343,500	395,500	440,500
	66	272,100	345,500	396,700	441,700
	67	273,400	347,500	398,000	442,900
	68	274,700	349,500	399,300	444,100
	69	275,900	351,300	400,600	445,300
	70	277,100	353,200	401,900	446,500
	71	278,300	355,100	403,300	447,700
	72	279,500	357,000	404,500	448,900
定年	73	280,500	358,600	405,700	450,000
前再	74	281,500	360,500	407,100	450,600
任用	75	282,500	362,300	408,500	451,100
短時	76	283,400	364,200	409,800	451,600
間勤	77	284,300	366,000	411,000	452,100
務職	78	285,200	367,700	412,200	
員以	79	286,100	369,300	413,500	
外の	80	287,000	370,900	414,900	
職員	81	287,800	372,300	416,200	
	82	288,900	373,800	417,400	
	83	289,900	375,200	418,400	
	84	290,900	376,500	419,600	
	85	291,900	377,600	420,800	

86	292,900	379,000	422,000
87	293,900	380,400	423,200
88	294,900	381,700	424,200
89	296,000	382,900	425,300
90	297,100	384,200	426,300
91	298,200	385,300	427,300
92	299,200	386,500	428,300
93	299,700	387,700	429,200
94	300,700	388,800	430,000
95	301,800	390,000	430,800
96	303,000	391,200	431,600
97	304,000	392,600	432,400
98	305,100	393,600	432,800
99	306,100	394,600	433,200
100	307,100	395,600	433,600
101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300
103	310,000	398,600	434,600
104	311,000	399,700	434,800
105	311,600	400,400	435,100
106	312,500	401,300	435,400
107	313,300	402,200	435,700
108	314,100	403,100	435,900
109	314,800	403,900	436,100
110	315,200	404,800	436,400
111	315,600	405,600	436,700
112	316,100	406,400	436,900
113	316,600	407,000	437,100
114	317,000	407,700	437,400
115	317,500	408,400	437,700
116	317,900	409,100	437,900
117	318,400	409,700	438,100
118	318,900	410,200	
119	319,300	410,600	
120	319,800	411,000	
121	320,300	411,300	
122	320,700	411,600	
123	321,200	411,900	
124	321,700	412,100	
125	322,300	412,300	
126	322,600	412,600	
127	322,900	412,900	
128	323,200	413,100	
129	323,400	413,300	
130	323,700	413,600	
131	324,000	413,900	



	132	324,300	414,100			
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

- 注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2(第4条関係)

## 小学校および中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	

	41	244,000	273,300	354,100	376,300
	42	245,300	275,600	355,800	377,700
	43	246,500	277,800	357,400	379,100
	44	247,800	279,900	359,000	380,600
	45	249,100	282,000	360,700	382,000
	46	250,400	284,200	362,400	383,600
	47	251,600	286,300	363,700	385,100
	48	252,700	288,200	365,100	386,600
	49	253,800	290,300	366,300	387,900
	50	255,100	292,000	367,800	389,400
	51	256,400	293,800	369,400	390,800
	52	257,400	295,500	370,900	392,100
	53	258,500	296,800	372,300	393,300
	54	259,900	298,800	373,800	394,600
	55	260,900	300,700	375,300	395,700
	56	261,900	302,700	376,700	396,800
	57	262,900	304,700	378,100	398,000
	58	263,900	306,800	379,500	399,200
	59	264,900	309,000	380,800	400,400
	60	265,900	311,200	382,100	401,600
	61	266,800	313,300	383,000	402,700
	62	267,500	315,600	384,200	403,700
	63	268,200	317,800	385,300	405,000
	64	268,800	319,900	386,400	406,200
	65	269,500	322,000	387,200	407,400
	66	270,700	323,500	388,300	408,500
	67	271,800	325,000	389,300	409,600
	68	272,900	326,500	390,300	410,700
	69	274,200	328,200	391,400	411,700
	70	275,600	330,200	392,400	412,900
	71	276,800	332,200	393,500	414,100
	72	278,000	334,100	394,600	415,300
	73	278,800	335,900	395,600	415,900
	74	279,700	337,900	396,700	416,700
	75	280,700	339,800	397,800	417,400
定年	76	281,700	341,700	398,800	417,900
前再	77	282,600	343,400	399,700	418,200
任用	78	283,600	345,200	400,600	418,600
短時	79	284,700	346,900	401,600	419,000
間勤	80	285,500	348,600	402,600	419,400
務職	81	286,300	350,400	403,400	419,700
員以	82	287,100	352,100	404,200	420,100
外の	83	287,900	353,500	404,900	420,500
職員	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85	289,600	356,300	406,400	421,100

86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		

132			399,700			
133			400,000			
134			400,300			
135			400,600			
136			400,900			
137			401,200			
138			401,500			
139			401,800			
140			402,100			
141			402,400			
142			402,700			
143			403,000			
144			403,300			
145			403,500			
146			403,800			
147			404,100			
148			404,300			
149			404,500			
150			404,800			
151			405,100			
152			405,300			
153			405,500			
154			405,800			
155			406,100			
156			406,300			
157			406,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

**第2条** 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第18条の見出しを「(職員の勤勉手当)」に改め、同条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

第25条第1号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改め、同条第2号中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第31条第2項の表第17条第2項の項を削り、同条第3項中「読み替えて」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

**第31条の2** 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる第1号会計年度任用職員に対して支給する。

- 2 第18条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。
  - 3 前項において読み替えて準用する第18条第2項の勤勉手当基礎額は、前条第3項の規定により算定された額とする。
  - 4 第17条第5項の規定は、第2項において読み替えて準用する第18条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第17条第5項中「各給料表」とあるのは「第31条の2第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表」と、「前項」とあるのは「同条第3項」と、「合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「額に、当該額」と読み替えるものとする。
  - 5 第17条の2および第17条の3の規定は、第2項において準用する第18条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第31条の2第2項において準用する第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第31条の2第2項において準用する第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第31条の2第2項において準用する第18条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。
- 第35条第2項の表第17条第2項の項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

**第35条の2** 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる第2号会計年度任用職員に対して支給する。

- 2 第18条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職

員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

- 3 第17条第5項の規定は、前項において読み替えて準用する第18条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第17条第5項中「前項」とあるのは、「第35条の2第2項において準用する第18条第3項」と読み替えるものとする。
- 4 第17条の2および第17条の3の規定は、第2項において準用する第18条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第35条の2第2項において準用する第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条の2第2項において準用する第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第35条の2第2項において準用する第18条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。第36条の表第3条の項中欄中「、期末手当、勤勉手当」を削り、同項右欄中「、期末手当」を削り、同表第21条の項中欄中「、宿日直手当、期末手当、勤勉手当」を削り、同項右欄中「、宿日直手当、期末手当」を削る。

#### 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条第2項および第3項、第18条第2項、第31条第2項ならびに第35条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第17条第2項および第3項、第18条第2項、第31条第2項ならびに第35条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 新給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

